

第三十四回国會議 参議院 商工委員會會議錄第十五号

昭和三十五年三月十七日(木曜日)午前  
十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 山本 利壽君  
理事 川上 為治君  
古池 信三君  
栗山 良夫君  
牛田 寛君

委員

井川 伊平君  
上原 正吉君  
岸田 幸雄君  
近藤 信一君  
加藤 正人君

國務大臣

菅野和太郎君

政府委員

経済企画庁 大堀 弘君  
調整局長 近藤 晋一君  
外務省情報文化局長 内田 常雄君  
通商産業政務次官 松尾泰一郎君  
通商産業省通商局長 小田橋貞寿君

事務局側

説明員

通商産業省通商振興部長 柿坪 精吾君

本日の会議に付した案件

○海外経済協力基金法案(内閣送付、予備審査)

○アジア経済研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

第九部 商工委員会會議錄第十五号

昭和三十五年三月十七日【参議院】

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。  
まず、海外経済協力基金法案を議題といたします。

政府より提案理由の説明を聴取いたします。  
○國務大臣(菅野和太郎君) 海外経済協力基金法案の提案理由を御説明申し上げます。

最近の世界経済における重要な動向の一つといたしまして、東南アジアその他の開発途上にある地域に対する国際経済協力の問題が大きく取り上げられてきていることは御承知の通りであります。すなわち、戦後、これらの開発途上にある諸国は、その資源の開発なしに工業化をはかり、急速な経済の発展と、国民生活水準の向上を意図しているものであります。そのためには、資本及び技術の面でその多くを先進工業国に依存せざるを得ない状態にあるのであります。

一方において、このような開発途上にある諸国の要請にこたえてこれらの国に対する経済協力を推進することは、世界経済全般から見ても、地域的不均衡を是正し、経済交流の秩序ある進展をはかるためきわめて重要なことであると考へられるのであります。このような情勢のもとに、最近においては第二世銀の設立、大西洋経済会議の発足など、経済協力を国際的規模において一そう強力に推進しようとする動きが見られるのであります。わが国等との経済関係の一そうの増進をは

かる上から、これらの国に対する経済協力を積極的に推進することがこの際特に必要であると、考へられるのであります。

もちろん従来もわが国のこれらの地域に対する経済協力が行なわれなかつたわけではないのであります。わが国の場合、民間企業だけではなお資力も十分でなく、また政府関係機関としても、日本輸出入銀行が、輸出入金融のほか海外投融資に必要な金融を行なっているものであります。必ずしも十分とは申せない状況であります。で、このたび御審議をいただく海外経済協力基金法案によりまして、新たに、独立の法人格を有する海外経済協力基金を設立し、経済協力をさらに積極的に推進するための体制の整備をはかることとしたのであります。

次に、簡単にこの法律案の内容を御説明申し上げます。

まず、基金の目的は、すでに申し上げましたように東南アジア地域その他の開発途上にある地域の産業開発に必要な資金を従来、日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件で供給を受けることが困難な資金の円滑な供給をはかる等の業務を行なうことによりまして海外経済協力の一そうの促進をはかることとあります。

次に、基金の資本金は、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律によつて、政府から日本輸出入銀行へ出資されておりました五十億円と、その管理運用によつて得られた利益の積立金との合計額を日本輸出入銀行から承継することとし、政府がその全額を基金の設立に際し出資することとしておられます。将来、必要に応じて政府が追加出資することとなつております。

次に、基金の業務といたしましては、東南アジア地域等の産業開発に寄与し、かつ、わが国との経済交流を促進するため緊要と認められる事業のために、必要な資金の貸し付け、または、特に必要があるときは、貸し付けにかえて出資をすることができ、ほか、このような事業の準備調査またはその試験の実施のための資金の貸し付け、さらには以上のような投融資の業務に關連いたしまして基金がみずから必要な調査をすることができるよう規定いたしております。

なお、基金は、その設立の趣旨にかんがみまして、右の貸付等の業務を行なうにあつては、日本輸出入銀行の業務と十分な調整を行なうとともに投融資の条件等につきましても日本輸出入銀行よりはやや幅広く運用できるように配慮いたしております。

次に、基金の機構は、極力簡単なものとする建前から、役員としては、總裁一人、理事二人、監事一人の計四人とし、また、事務の相当部分は日本輸出入銀行に委託して行なうこととしておられます。

なお、基金の業務の運営については、関係行政機関の所掌事務と密接な関係のあるものも多しと考へられますので、總裁の諮問機関として運営協議会を設けることとし、関係行政機関と緊密な連絡を保つて業務の適正な運営が行なわれるよう配慮しております。



対象というものは、この研究所のごとく、基礎的、総合的ではございませんが、それにしても、資料の収集なり、文献による調査研究というものが大體在来の調査機関の重点であったかと思ふのであります。それでは率直に申しまして、最近のようにアジア諸国、新興国として日進月歩、いろいろ経済上変化をしているというような場合におきまして、十分な調査研究をいたせられませんか、まず内地におきまして、資料を集めたり、文献による調査をやると、それで不十分なる点は、現地人間を派遣いたしまして調査をする。この現地調査というところは、この研究所の特色があらうかと思ふのであります。なお、現地調査は、短期に現地人間を派遣いたしましてやるのであります。現地語を修得するといふような必要もありませんので、現地語を修得するためのいろいろミニナールも持たなければならぬといふようなことになりまして、ただ現地調査とこゝろ簡単に申しましても、非常にむずかしいことなんでしょう。条文の方では、そう明確にはなつておられません。そういう現地語に精通をしたいわけの調査マンの養成ということ、これは在来の調査機関に行なわれなかつたのであります。これに非常に重点を置きたいといふふうに考へておるのであります。なお繰り返すことになりまして、現地調査も、長期の派遣調査と、それから短期の現地調査、二種類に分かれるかと思ふのであります。それから、さよりにいたしました調査結果を、定期的には時宜にまたは外部からの依頼に応じて提供する、いわゆる広報活動と申しますか、のよう

なこともいたします。それから第四といたしましては、その他の業務でございます。これは、アジア地域に対する、いろいろそういう研究調査なしに関心を高めるために、ゼミナールをやるとかあるいは講演会を開くとかいふふうなことを予想いたしているのではありません。それから第二項は、アジア地域に重点を置きますが、その業務を妨げない範囲で、アジア地域以外の地域の経済及びこれに関連する諸事情についても調査研究を行なう、こういうことでございます。それから、第十一、第十二、第十三、第十四と、これもほとんど特殊法人に伴ないます。整理でございますので、省略させていただきます。それから第十五といたしまして、監督の規定を入れておりました。「研究所は、通商産業大臣が監督するものとすべし」と、それから「通商産業大臣は、この法律を施行するために必要と認めるときは、研究所に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることのできるものとすべし」といふこと、これも監督上から見れば、特殊法人に關連する当然の規定であります。一言補足させていただきますと、現在の財団法人アジア経済研究所も通産省が所管いたしておりますし、そもそもこの起りが、貿易の拡大なり経済協力に資するために、財界方面からの要望がございまして、それに学界的強い要望もありまして、こういう財団法人がございまして、またその財団法人を特殊法人にしようといふような経緯からみまして、通産大臣の所管といふことになつたのであります。まあ往々にして考えられます。省との關係もあつたので

あります。監督の簡素化を期するといふ意味において、通産大臣だけの所管に一応なつておりますが、外務省あるいは農林省、ほかの省とも関連するところが非常に多いので、それらとの緊密な連絡調整につきましては、先ほど申しました参考会を活用することによつて十分に効果を發揮していきたい、こういうふうに考へていのであります。なお、この調査機関の性質としまして、必要があるときに、監督上必要な命令を出すということとは、特殊法人の一般並みの規定になつておりますが、心がまえとして、監督は最小必要限度にとどめまして、極力調査機関の自主性を尊重するといふことになつております。それにつきましても、さういふような閣議の了解もついているような次第であります。

以上簡単にございまして、説明を終わらしていただきます。

○委員長(山本利壽君) 引き続き、本案の質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○栗山良夫君 このアジア経済研究所の研究の対象にせられていられる地域は今の御説明によりまして、アジア地域等といふので相当広い意味に解釈をせられていられるのであります。その内容をもう少し詳しく伺いたいと思ひます。特にアジア地域といふのは一体、安全保障条約ではないわけですから、安全も、アジア地域といふのは一体何か、それから等といふのは一体、アジア地域が主であつて、等といふものはアジア地域よりさらに狭いものか、あるいはアジア地域に、常識的にはプラス・アルファです。から、小さく考へるものですか、

どの程度のものであるか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) アジア地域といふものは、率直に申しまして、はつきりした定義もないやうであります。一応われわれとしましては地理上のアジアといふふうに考へております。で、非常に厳密に言いますと、はつきりした基準はないといふのが正しいやうでございまして。一応こゝで言います、アジア地域と申してありますものは、まずヨーロッパとアフリカとそれから大洋洲との境界を申しますと、ヨーロッパとの境界はウラル山脈、カスピ海、それからコーカサス、黒海、ダーダネルス海峡、それと、もちろん地中海も入りますが、その線を一応ヨーロッパとの境界と考へる。それからアフリカとの境界は、スエズと紅海とを結ぶ線、それから大洋洲との境界はニューギニアとモルッカ諸島との線といふふうに解釈いたしております。それよりも東で、アメリカ大陸との境界はベーリング海が境になります。それから、北をさしているわけでありまして、もちろん、中共もシベリアも含んでいられるわけでありまして、一応アジア地域といふものはさういふふうな本法では了解をいたしております。

それから等と申しますものは、先ほど御説明をいたしておりましたやうに、調査の重点をアジア地域に置いたのでございまして、いまだ少し範囲を広げまして、中南米とか、あるいはアフリカとかといふふうな地域までも及ぶ、要するにアジア地域よりも狭いといふことではございせんので、アジア地域以外の地域、その他の地域も考へていられるわけでございます。ただアメリカなりヨーロッパ諸国はどういうことを含むのかという御質問もあらうかと思ひますが、条文的に見ますと、もちろん含むといふことになるわけでありまして、何分さうなると結局世界全部を調べる、こうなりますと、とてもさういふ研究機関の予算、その他の關係もございまして、そこまで手を広げられせんし、また先進国の方は非常に調査がいき届いていられるといふことでありますので、まあさういふ調査研究がいき届いておらぬ非工業国といふこと、後進国を、その他の地域におきましても考へている、さういふことでございます。

○栗山良夫君 要するに、私がどうしてさういふ疑問を發したかと申しますといふと、中近東が入るか入らないかといふ問題であります。今の御説明だと入るといふことですね、さういふやうに理解してよろしいですね。

もう一つは、中共、シベリア地区が入るか入らないか、これは入るといふことではよろしいと思ひます。

もう一つは、この流れている立法の精神が後進国が対象ですね、しかし後進国経済研究所といふのは、さういふことが悪いから、アジア経済研究所という名前前にせられたのだと思ひます。ですからその地域がアジア地域の下に、等といふところに、中南米とアフリカが入るのには、アフリカと中南米を寄せたら、等ではないですね、アジア地域とイコール、あるいは大きいかもしれない。あるいはさういふ意味で、地理的にも等でない、ほとんどイコールに等しい。それからもう一つは、日本の

経済進出を考へれば、東南アジアもさることながら、中南米、それから今、勃興期にあるアフリカというものに十分に関心をもち、やはり開拓をしていかなければならぬ、そういう意味から考へれば、説明では入っているとおっしゃるのですが、堂々と中南米あるいはアフリカの後進国というものをもう少しクロウズ・アップせられたらいいじゃないですか。

○政府委員(松尾壽一郎君) お説もつともでございますが、やはり調査研究の意図する重点が日本と一番関係の深い、貿易関係におきましては大体アジア地域といえますのは輸出で四〇%、輸入で三〇%ぐらいに属しております。そういう非常に密接な地域、特に新興国が多い地域と今後貿易も拡大しなければならぬし、経済協力も推進していかなければならない。ところがそれらの地域は戦前の調査は彼らの宗主国で若干の調べもあつたんですが、新興国につきましては日進月歩であつて、なかなかその実態の把握がむずかしいということで、特に資料がそろつておらぬという点もあつまして、アジア地域に重点を置いて、最近の最新のいろいろなそういう事情を調べたいというのが本心でありまして、しかしながら、そうかといつてアジア地域だけに限るのかということになりますと、そうでもない。もちろんこの機関の充実につれて、アジア地域の調査研究を妨げない範囲において、その他の地域も及ぶのだという趣旨なのであります。初めからアジア地域と中南米というよりなものを並列的に考へてはいたないのであります。アジア地域をやはり重点にまずやつて、そ

れからその他の地域に及ぶということを表すために等ということでは表現をしたのであります。

○粟山良夫君 法律を作るのにはその方が便利かもしれないませんが、経済の実態からいへば、これはあとでもう少し私質問を続けなければならぬ、ラテン・アメリカの地区なんというものは、われわれが知っている若干の知識その他からすれば、技術輸出、資本輸出の要するに現地の受け入れ態勢というものは、ブラジル等を中心として非常に旺盛だといわれているのですね、ところがそれじゃ中南米の諸研究というものが十分であるかどうか、必ずしも十分ではない。そういう意味で、経済効果からいへば中南米に眼を向けるというところの方も、私は東南アジア、いわゆるアジアを重視するわけではないけれども、さらに重要度が増してきやしないか。それからアフリカの動きなどというものは、おとしの情勢では、もう今日は判断はできません。去年の情勢でも判断できない。急角度の変化を遂げつつあるから、そういうわけで経済情勢というものはあまりよくわかっていない。ですからそういうものをやはりもう少し、せつかく特殊法人を作つて研究をするというならば、政府資金を一億なり、一億で足りなければ二億円の資金で、もう少し雄大な構想で始めることが必要ではないか。非常に

にそういう経済研究が必要であるとすれば、その必要度はラテン・アメリカもアフリカもアジアも甲乙はないと私は思ふのです。このアジア地域等という表現だと、これを今説明聞くからわかりませんが、別の人が読んだんではラテン・アメリカやアフリカが

入っているとは思われない、どう考へても、ですから私はそういう意見を述べているのです。これはどんなに考へても、これは日本文でそういうふうな理解はせんけれども、アジア地域等に、等の中にラテン・アメリカやアフリカが入っているという解釈は、そういうふうな理解はしないのです。

○政府委員(内田常雄君) 私も栗山先生のおっしゃることはよくわかりますし、場合によつてはそういうことにはたらどうかという気持も立案過程においてはいたしました。ところがこれは今の松尾局長からの御説明でも御承知のように、すでに昭和三十三年に財団法人として発足しましたアジア経済研究所をそのまま引き継ぐことになつておりまして、平たい言葉でいへば、すでにアジア経済研究所として充り込んできておるし、ある程度の実績も上げつつある際であります。そこで、たとえば海外経済研究所というような名前に一足飛びにしない方がこの際としてはいいだろうということ、その名称を引き継ぎました。ところが表現は第一条でございまして、「アジア地域等」だけで読ませるのは、おっしゃる通り無理がありますので、そこで法律の第二十二條、法律をお持ちの方はごらんになるとわかりますが、十一ページに第三項というのを設けました。一足飛びにその調査の対象は広げないで、第一次の調査対象は文字通りにアジア地域にするということとを第一項でうたひますとともに、第三項では、「研究所は、第一項の業務を妨げない範囲内において、アジア地域以外の地域の経済及びこれに関連する諸事情について調査研究を行ない、こ

うことを明らかにいたしました第一條の「アジア地域等」の中身をここで二つに分けて、この三項の方で余力といひますか、あるいはこれはまあ今後の研究の基本方針、課題の立て方にもよるわけでありまして、アフリカなりあるいは中南米なりの調査研究もできるよりにする。これにつきましては、まあ事業計画とか調査計画とかいうものが形式上通産大臣の認可にかかりまして、それよりも前に、まあこの方面のベテランを集めて参事会を設けまして、そうして毎年度どういふ調査研究対象を取り上げるかということについて、そこで打ち合せをいたしまして、その結果、毎年の事業研究調査計画ができて参事会に、これは私などはいつまで通産省におるか知りませんが、政府部内におるか知りませんが、栗山先生のような気持をもちまして、力の及ぶ限りアジア地域以外、この第二十二條の第三項の地域等につきましても研究をして参るのがよからう、こういうことで名称並びにこれまでの債権債務といひますか、資産は従来のアジア経済研究所から引き継ぐ、こういう格好で法律はこのようにいたしましたわけでありまして。

○粟山良夫君 私の申し上げていることは、第二十二條の第三項にある「第一項の業務を妨げない範囲内において」というその字があまり気に入らないといふことなんです。なぜそんな限定を下したか、それは削除してしまつて、研究所はアジア地域において、するならば私はいわけてあります、今の御説明を聞くと、なぜこの文字を入れたかという、今現在ある財団法人、これを引き継いで特殊法人に

組織変えをするのだ、財団法人の機構はあまり大きく変えないでやつた方がいいと、こつこつやるのだが、それならば財団法人のままお変えになつても差しつかえないじゃないか。なぜ特殊法人の方にわざわざ名義変えをなさるか、私はその意味がわからない。

○政府委員(内田常雄君) お説はまことにござつともなお尋ねと思ひます。私自身もそう思ひまして、当初は調査機関なんというものを好んで政府機関にしないで財団法人でいいじゃないかという気がいたしました。ところが今その財団法人、アジア経済研究所を運営しております。たとえば所長の東畑精一さん等責任を持つておる方の御希望や御意見を承つてみますと、いわゆる財団法人で発足をいたしますと、当初は発足した形をとるが、なかなかその後の資金も集まらない、實際問題として。今までまあ財界からおそらく何千万円からの資金とか、政府も金を一億円か、昨年度何ばか出してありますが、あとが続かないと同時に、有能な調査マンを集めて、そこでそれを継続的にししかも長期計画で養成するのは、今までの、一昨年でできたような財団法人では長く続かない。何々の研究所といったものに、これはあとでお尋ねもあると思ひますが、他にも政府が補助金を出しておるものがございます。たとえば外務省なり文部省なり。しかしそれを長期的に調査マンを養成してしつかりした財政規模を持つためには、特殊法人にして、そして政府からも財政融資をつけてもらつると同時に、学界なり財界なりで調査マンを作つていくような仕組みがせひほしいというふうな、こつこつやるような当事者







を吐かれない方が私はいいと思う。大蔵省がしほることにはそれはまた別の観点ですから。藤山さんの率いられる外務省は、予算がないからやりたいのだけれどもできないのですというように、ことではないように、何としても予算をとって、そうして一、二年のうちに今おっしゃったようなことを、もう調査一応済んだわけでしょうから、不満な点については改善をするのだ、そういうふうな積極的な態度で臨んでもらいたいと思えます。私はなぜそういうことを申しますかといいますが、最近もある経済界の人がラテン・アメリカの方にずっと旅行をして、そうして自分の会社でできている優秀な製品のカタログをずっと見せて歩いたところが、日本でこういうものができるとか、人力車と富士山の日本にこういうものができるとか、そういうものも信用しない。そういう状態に陥らしたものは外務省の責任です。しかし外務省の責任というのは、外務省には何で、少なくとも産業関係からいえば経済関係省の係官も全部外務省付になって海外へ行っているわけですから連帯責任でもある。関係各省の連帯責任でもあるわけですが、とにかく当面は外務省の責任です。そういう意味で、日本のために海外へ渡航をして日本の経済を大いにプラスさせようと思つて善意で動いた民間人が相手国に行つて恥をかかなければならぬというふうな、そういうことは一刻も早く払拭してもらいたいと思ひます。

○政府委員(近藤新一君) ただいま栗山先生の言われることは全く同感でありまして、そのような意味におきまして努力をいたしたいと存じます。

○栗山良夫君 もう時間が大分迫りましたから、きょうはこの程度で質問を終わりたいと思ひますが、資料の關係になるかもしれないが、松尾局長にちょっとお尋ねいたします。

要綱の第十一に事業計画、資金計画及び取支予算といふのがありますが、これはこの法人ができるというところ、すなわち通商産業大臣の認可を受けられることになってくるのです。ところがわれわれがもうだいたいのアジア経済研究所法案の参考資料といふものを見ますと、これは既存の財団法人の貸借対照表なり損益計算書なり、そういうものがありますが、新しくできる特殊法人のこういうものは何も出ておられません。これをぜひ一つ出してもらいたい。

それから第二にやるのは、「研究所に、参事会を置く」、「参事会は、参事十五人以上で組織する」と書いてありますが、その参事会のメンバーは、この方面に権威のある学識経験者をもって充てるということになっておりますが、これまたちょうだいいたした資料には、十四ページに「わが国及び外国の研究所の概要」というのがありまして、経済企画庁の研究所から始まって、ずいぶんたくさん入っておりますが、この研究所の代表者なんかは参事として選ばれるのか、あるいはこゝろいものや無関係に学識経験者なるものを選ぶのか、その辺がよくわれわれわからなないので、そういう点も参事といふものが、ある組織的な組織的なものを申しますのは、民間にある研究所を総動員するとか、権威者を総動員するとかいう意味で体系的に選ばれるのなら、そういう資料を作つて出

してもらいたい。ここで一々お聞きしても繁雑ですから、参事といふものは、どういふものか、どういふ団体から選ぶのか、どういふ権威者を選ぶのか、これはお尋ねのところが失職してゐるからこれは参事にしようとか、この人は今度は定年退職になるからそれを選ぶとか、そういう便宜主義で選ばれることではないと思ひますけれども、そういうことであれば、そういうことをおっしゃつていただきたい。

○政府委員(内田常雄君) 今の参事の問題であります。大体どういふことになっております。現在の財団法人にも参事がありますが、これは十五人じゃなしに十一人がおられると思ひます。今度特殊法人に改組されれば十五人になるであらうが、それらの十一人なり十五人の人々は、一部は官庁の代表者が入ることを予定してあります。現在も入つております。それから他の一部はこれはまあ官庁職員以外

の学識経験者であります。これは今栗山委員が申されたような各種の調査機関の代表者といふよりも、むしろ学界の代表者とかあるいは言論界の代表者であります。あるいは調査団体連合会の代表者といふような、アジア経済研究所の動き方などの方向を取り上げるのに意見を述べ得るような人々を予定いたしておきまして、各調査機関との連絡やテーマを取り上げるための連絡協議会形式のものとしたしましては、これは現在でもありますが、今後作るものであります。調査協議会といふものを置くことになつております。この調査協議会に、これは政府側の調査担当者も入りますが、民間や学界のそれぞれの調査機関の代表者と

か、あるいは調査の担当者、その方面のベテラン、こういう人に入つていただきます。調査協議会をもつて運営する、こういう現在の仕組みであります。今後とも構想をさせていただきます。新しい参事になるか、だれがまた新しい調査協議会のメンバーになるか。調査協議会の方はこれは十五人とか十一人とかといふことでもございません。三十人あつても五十人あつてもいいのであります。今予定されている人物は、どういふ人物であるかといふことは資料にして出すことは困難かと思ひます。

○栗山良夫君 その職員というのは、これは有給の役員なり、職員なり、そういう人はどれくらいおられますか、有給を予定されている人は。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今のお尋ねは役員でございますか。役員につきましては会長は一応無給といふように考えております。所長それから理事二名、監事二名。参事は役員ではないわけでありまして、もちろん無給でございます。

○栗山良夫君 それでは、あとは次回に譲ります。

○牛田寛君 参考資料の中で、アジア経済研究所の活動の概要は今までの質疑で承知いたしておりますが、実態調査の面にかんする重点を置いておられるように思つております。三十三年度、三十四年度、三十五年度と、実態調査の人数が、ずつと出ておりますが、内容はどのような立場でどのような具体的な実態調査をやつておられるか。今後またどのような方向に進んでいけるか、もう少し具体的に伺いたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) どうでございますか。資料を後刻出さしていただきます。資料から要するにテーマ、調査国名、調査員、どの程度の金が必要かといふことは各年度別にしたのがございますので、それをあとで資料でお出ししたいかと思つております。それからただいまのお尋ね、それから先ほどの栗山先生のお尋ねにも関連するのがあります。三十五年度の事業計画につきましては、われわれの方の交付する予算の説明といたしまして、概略のテーマが、なんほといふふうなものはあるわけでございますが、今研究所の方でこまかいものをやつておる最中でございますから、これも数日中にお出しするにちよつと間に合はないのじやないかと考えております。事業計画と申しましても、研究所自身がやる調査研究もあつたし、あるいは、特定のグループに調査研究を依頼するもの、あるいは非常に専門家に個人にお願いするものといふようにいろいろ分れておるわけでございます。どういふテーマを選ぶかといふことは今ちよつと検討いたしておる最中でございますので、これを全部三十五年度の事業計画として、委員会に数日中にお出しするに間に合はないので、この点は一つ御容赦を願ひたいと思ひます。三十三年度、三十四年度につきましては、詳細なものを提出させていただきます。と思ひます。

○牛田寛君 大体了承したので、三十五年度はやはり三十四年度のその方向を大体踏襲しておきまことに思ひます。



○委員長(山本利壽君) そのほかに御質疑はございませんか。——それでは本日は本案の質疑をこの程度にとめたものと存じます。

この際、理事会において申し合わせました来週(三月二十二日)火曜日、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案について質疑の後、討論採決を行ない、ついでアジア経済研究所法案及び重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。二十三日水曜日及び二十四日木曜日は委員会を開会いたしません。なお、二十九日火曜日は、一応アジア経済研究所法案及び重油ボイラー法案の審議を行なうことにいたします。

以上御了承をお願いいたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時二十九分散会

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、アジア経済研究所法案(予備審査のための付託は二月二十九日)
- 一、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月三日)

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、中小企業の産業分野の確保に関する法律案(衆)
- 一、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(衆)
- 一、官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案(衆)

中小企業の産業分野の確保に関する法律案

中小企業の産業分野の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民経済上中小企業の産業分野として適切なものを指定し、その安定を図るため当該分野への大企業の進出に対し必要な規制を行ない、もつて経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小企業」とは、製造業、建設業又はサービス業を営む事業者であつて、その常時使用する従業員の数が三百人(サービス業を主たる事業とする事業者にあつては三十人)をこえず、かつ、当該事業者が法人であるときは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下であるものをいう。

2 この法律で「大企業」とは、その常時使用する従業員の数及び法人にあつてはその資本の額又は出資の総額が前項の数及び額をこえる事業者をいう。

(業種の指定)

第三条 主務大臣は、製造業、建設業及びサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る過去一年間の生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、中小企業形態による経営が経済的又は社会的に適切である

であると認められるものを、省令で指定する。

(届出)

第四条 前条の規定により指定された業種(以下「指定業種」という。)に属する事業を当該指定があつた際既に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならぬ。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(大企業者の進出制限)

第五条 第三条の規定による指定があつた後は、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新規に開業し、又は当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他当該事業の経営規模の拡張をすることができない。

(大企業者に対する命令)

第六条 主務大臣は、指定業種につき、中小企業者が大企業者の事業活動により圧迫を受けていると認めるときは、当該大企業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

(脱法的行為の禁止)

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があつた後において、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定業種に属する事業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定業種に属する事業を営む中小企業者と資本的又は人的に連携すること等により、

実質的に第五条の規定又は前条の規定による命令に違反する行為をしてはならない。

(排除措置)

第八条 主務大臣は、大企業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該大企業者に対し、これらの行為を排除するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(諮問)

第九条 主務大臣は、第三条の規定による業種の指定をし、又は第六条若しくは前条の規定による命令をしようとするときは、中小企業産業分野確保審議会にはかり、その意見を尊重して処分しなければならない。

(審議会)

第十条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業産業分野確保審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 三人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 二人
- 三 製造業、建設業又はサービス業を営む中小企業者 三人
- 四 製造業、建設業又はサービス業を営む大企業者 二人
- 五 労働者 二人
- 六 中小企業に関し学識経験のある者 二人

3 前二項に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(主務大臣)

第十一条 審議会は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

(権限の委任)

第十二条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とする。

(罰則)

第十三条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、省令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

第十四条 第五条の規定又は第六条若しくは第八条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

第十五条 第四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律

小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商業調整法

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、製造業又は卸売業と小売業及び小売業相互間の業務分野を調整することにより、適正な流通秩序を維持し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第三条中第一項及び第二項を次のように改める。

政令で指定する市（特別区を含む。以下同じ。）の区域（以下「指定地域」といふ。）内において、小売市場（一の建物であつて、十以上の小売店の店舗の用に供されるものをいふ。以下同じ。）を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の小売市場の開設とは、小売市場内において小売商がその営業を行なうことができるようにするため当該建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売商に対し貸し付け、又は譲り渡し、及び当該建物の所有者からその建物の全部又は一部を当該小売商が借り受け、又は譲り受ける行為をいふ。

第四条第一項第二号中「又は譲り渡す床面積」を「若しくは譲り渡す床面積又はその建物の所有者から借り受け若しくは譲り受ける床面積」に改め、同項第三号中「物品の種類」の下に「（申請者が当該建物の一部を借り受け、又は譲り受ける小売商の場合にあつては、自己が主として販売する物品の種類）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 その建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件又はその建物に係る譲渡代金の額その他の譲渡条件

第五条第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第六条第一項中「貸し付けている者」の次に「及びその店舗の用に供するため当該建物の一部を借り受けている小売商」を加え、同条第二項第二号を次のように改める。

二 その建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件

第十条の次に次の一条を加える。

（小売市場の開鎖命令等）

第十条の二 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けないで開設された小売市場については、当該小売市場の開鎖その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の措置を命じようとする場合には、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由を記載した通知書を交付しなければならない。

第十四条を次のように改める。

（商品及び地域の指定）

第十四条 主務大臣は、商品の流通過程において製造業者又は卸売業者と小売業者との業務分野を調整することに適正な流通秩序を維持する必要があると認めるときは、当該商品を地域とともに主務省令で指定する。

2 小売業者の組織する団体は、主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、前項の指定を申請することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央商業調整審議会の意見を聞かなければならない。

4 中央商業調整審議会は、前項の規定による意見を定めようとするときは、あらかじめ、利害関係人及び参考人の意見を聞かなければならない。

（届出）

第十四条の二 前条の規定により指定された地域（以下「調整地域」といふ。）内において当該指定された商品（以下「指定商品」といふ。）の製造業、卸売業又は小売業を当該指定があつた際現在営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（既存業者の事業拡張の禁止）

第十四条の三 第十四条の規定による指定があつた際現在当該調整地域内で当該指定商品の小売業を兼

ね営んでいる当該指定商品の製造業者又は卸売業者（以下「既存業者」といふ。）は、当該指定があつた後は、当該調整地域内で当該指定商品の小売業の設備の新設、増設その他当該小売業の経営規模の拡張をすることができない。

（既存業者に対する命令）

第十四条の四 都道府県知事は、指定商品につき、小売業者が既存業者の当該小売業に係る事業活動により影響を受けその利益を著しく害されていると認めるときは、主務大臣の承認を受けて、当該既存業者に対し、その影響を排除するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

（製造業者等による小売業の新規開業の制限）

第十四条の五 第十四条の規定による指定があつた後は、当該調整地域内においては、当該指定商品の製造業者又は卸売業者は、当該指定商品の小売業を新規に開業することができない。ただし、特別の事情がある場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第十四条の三の規定は、前項ただし書の規定により許可を受けた者に準用する。

3 都道府県知事は、第一項ただし書の許可をしないかについては、地方商業調整審議会の意見を聞かなければならない。

（脱法的行為の禁止）

第十四条の六 指定商品の製造業者又は卸売業者は、第十四条の規定による指定があつた後において当

該調整地域内においては、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定商品の小売業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定商品の小売業を営む者と資本的若しくは人的に連携すること等により、実質的に第十四条の三（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定、第十四条の四の規定による命令又は前条第一項の規定に違反する行為をしてはならない。

（排除措置）

第十四条の七 都道府県知事は、製造業者又は卸売業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、主務大臣の承認を受けて、当該製造業者又は卸売業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務大臣）

第十四条の八 第十四条、第十四条の四及び前条の主務大臣は、通商産業大臣及び当該商品を販売する事業を所管する大臣とする。

第十九条第一項中「小売商に対し」を「小売商、当該指定商品の製造業者若しくは卸売業者に対し」に改める。

第二十一条に次の一項を加える。

2 第十四条第一項、同条第二項及び第十四条の二の主務省令は、通商産業省令、当該指定商品を販売する事業を所管する主務省の省令とする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

2 第二十一条の次に次の一条を加える。

(商業調整審議会)

第二十一条の二 この法律の施行に關する重要事項を調査審議するため、通商産業省に中央商業調整審議会を、都道府県及び指定都市に地方商業調整審議会を置く。

2 中央商業調整審議会は、次に掲げる者につき通商産業大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

- 一 小売業者 五人
- 二 製造業者 二人
- 三 卸売業者 二人
- 四 消費者 二人
- 五 労働者 二人
- 六 学識経験のある者 二人

3 前項に定めるもののほか、中央商業調整審議会の事務をつかさどる機関、中央商業調整審議会の組織、議事及び運営その他中央商業調整審議会に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

4 地方商業調整審議会の組織、議事及び運営その他地方商業調整審議会に關し必要な事項は、中央商業調整審議会に準じて当該都道府県又は指定都市の条例で定める。

第二十二條第一項の規定に違反して当該建物を貸し付け又は譲り渡した者

第二十二條の次に次の二條を加える。

第二十二條の二 第十四條の三(第十四條の五第二項において準用する場合を含む)若しくは第十四條の五第一項の規定又は第十四條の四若しくは第十四條の七の命令に

違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二條の三 第十條の二第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十四條中「前二條を」前四條に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三條第一項及び第二項の規定により小売市場の開設者となることとなる者については、同條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の時に同條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の許可を受けたものとみなされた者は、通商産業省令で定める事項について、都道府県知事に届出をしなければならない。

官公需の中小企業に対する発注の確保に關する法律案  
官公需の中小企業に対する発注の確保に關する法律

(目的)

第一條 この法律は、国、地方公共団体、公共企業体等が役員又は物資を調達するため請負、買入れその他の契約をする場合において、中小企業に対するその発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業

の事業活動分野の維持とその健全な発達とに資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律

第三十四号)第二十條第二項に掲げる各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をい、「公社の長」とは、公社の總裁をいう。

3 この法律で「公団等」とは、日本住宅公団、日本道路公団、首都高速道路公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、労働福祉事業団、内旅客船公団、労働福祉事業団、帝都高速交通営団、原子力研究所及び原子燃料公社をい、「公団等の長」とは、公団等の總裁又は理事長をいう。

4 この法律で「官公需契約」とは、国、地方公共団体、公社又は公団等(以下これを「公団等」といふ)が国等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいう。

5 この法律で「中小企業者」とは、個人及びその常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業にあつては三十人)をこえず、かつ、資本又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者並びに中小企業団体の組織に關する法律(昭和三十一年法律第八十五号)第三條に規定する中小企業団体(火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除く)をいう。

(官公需契約の割合の公表)  
第三條 内閣総理大臣は、毎會計年度、中小企業官公需確保審議会の

答申に基づき、国等が中小企業者となすべき官公需契約の発注量が官公需契約の発注総量に對して占める割合を定め、これを公表するものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下るものであつてはならない。

(各省各庁の長等の義務)  
第四條 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長及び公団等の長は、毎會計年度において中小企業者となす官公需契約につき、少なくとも前條の規定により公表された割合に達するよう努めるものとする。

(契約の特例)  
第五條 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公団等の長は、中小企業者となす官公需契約の量が第三條の規定により公表された割合に達するため必要があると認めるときは、官公需契約につき、それぞれの機関における一般競争契約に關する法令又は規則にかかわらず、中小企業者のみの一般競争契約によることができる。

(実績の報告)  
第六條 各省各庁の長は、内閣総理大臣に對し、毎會計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書及び次項及び第三項の規定により地方公共団体の長、公社の長及び公団等の長が提出した報告書を提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、自治庁長官に對し、毎會計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企

業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

3 公社の長及び公団等の長は、それぞれその公社又は公団等を監督する大臣に對し、毎會計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

(勸告)  
第七條 内閣総理大臣は各省各庁の長、自治庁長官又は公社若しくは公団等を監督する大臣に對し、自治庁長官は地方公共団体の長に對し、公社又は公団等を監督する大臣は公社の長又は公団等の長に對し、各省各庁、地方公共団体、公社又は公団等の行なう官公需契約に關し必要な勸告をすることができ

(審議会)  
第八條 総理府に、中小企業官公需確保審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員十人以内で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ第三條の割合の決定について調査審議するほか、中小企業者の官公需契約に關し内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

5 審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)  
第九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

中小企業 官公需の 業務公 需確保 審議会	官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律(昭和十五年法律第百三十五号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-----------------------------------	---

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、海外経済協力基金法案
- 一、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

海外経済協力基金法案  
海外経済協力基金法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 役員等(第九条―第十九条)
- 第三章 業務(第二十条―第二十四条)
- 第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十二条)

第五章 監督(第三十三條・第三十四條)

第六章 雑則(第三十五條・第三十六條)

第七章 罰則(第三十七條―第三十九條)

附則

第一章 総則

(目的)  
第一条 海外経済協力基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域(以下「東南アジア等の地域」という。)の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図る等のために必要な業務を行ない、もつて海外経済協力を促進することを目的とする。

(法人格)  
第二条 海外経済協力基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)  
第三条 基金は、事務所を東京都に置く。

(資本金)  
第四条 基金の資本金は、次に掲げる金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

一 附則第七条の規定により日本輸出入銀行から承継した資産の金額五十億円  
二 附則第八条第二項の規定により日本輸出入銀行から承継した資産に相当する金額

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内

において、基金に追加して出資することができ。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(定款)  
第五条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 財務及び会計に関する事項
- 八 公告の方法

2 定款の変更は、経済企画庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)  
第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)  
第七条 基金でない者は、海外経済協力基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)  
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人

の住所)の規定は、基金に準用する。

第二章 役員等  
第九条 基金に、役員として、総裁一人、理事二人及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)  
第十条 総裁は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して基金の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員任命)  
第十一条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、総裁が任命する。この場合において、理事のうち一人は、日本輸出入銀行の総裁の推薦に基づき、日本輸出入銀行の理事のうちから任命するものとする。

(役員任期)  
第十二条 役員任期は、四年とする。

2 日本輸出入銀行の理事のうちから任命された理事は、その任期中に日本輸出入銀行の理事でなくなつたときは、理事の職を退任したものとす。

3 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)  
第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員解任)  
第十四条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員兼職禁止)  
第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官が、役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)  
第十六条 基金と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(運営協議会)  
第十七条 基金に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、総裁の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重

要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議する。

3 運営協議会は、前項に規定する事項について、総裁に意見を述べることが出来る。

4 運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(職員任命)  
第十八条 基金の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員地位)  
第十九条 基金の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務  
(業務の範囲)  
第二十条 基金は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との経済交流を促進するため緊要と認められる事業(以下「開発事業」という。)のために必要な資金を貸し付けること。

二 開発事業の遂行のため特に必要がある場合において、前号の規定による資金の貸付けに代えて出資すること。

三 開発事業の準備のための調査又は開発事業の試験的実施のため

めに必要な資金を貸し付けること。

四 前三号の業務に關連して必要な開発事業に關する調査を行なうこと。

第二十一条 基金は、次の各号に該当する場合に限り、前条第一号若しくは第三号の資金の貸付け又は同条第二号の出資をすることが出来る。

一 その開発事業につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けること又は基金以外の者から出資を受けることが困難であると認められる場合

二 その開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合(業務方法書)

第二十二条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、利率及び期限、出資の方法、元金の回収の方法並びに事務の委託の要領等を記載しなければならない。

(事務の委託)  
第二十三条 基金は、業務方法書で定めるところにより、その事務の一部を日本輸出入銀行に委託することが出来る。

2 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条の規定にかか

わらず、前項の規定による委託に係る事務を行なうことが出来る。

(金融機関との競争禁止等)  
第二十四条 基金は、第一条に掲げる目的にかんがみ、その行なう業務について、日本輸出入銀行の業務との調整に努めるとともに、一般の金融機関と競争してはならない。

第四章 財務及び会計  
第二十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)  
第二十六条 基金は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)  
第二十七条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表)  
第二十八条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に、これを経済企画庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により、財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報

告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)  
第二十九条 基金は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余剰金の運用)  
第三十条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

三 日本銀行への預金

(給与及び退職手当の支給の基準)  
第三十一条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は變更しようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。

(総理府令への委任)  
第三十二条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項の総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章 監督  
(監督)  
第三十三条 基金は、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)  
第三十四条 経済企画庁長官は、必要があると認めるときは、基金に対して報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、事務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則  
(解散)  
第三十五条 基金の解散については、別に法律で定める。

(協議)  
第三十六条 経済企画庁長官は、この法律の規定により認可又は承認をしようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

第七章 罰則  
第三十七条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十九条 第七条の規定に違反して海外経済協力基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十条までの規定は、同日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)

第二条 内閣総理大臣は、基金の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、これを経済企画庁長官に提出して設立の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けるときは、遅滞なく、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(日本輸出入銀行からの資産の承継等)  
第七条 基金は、その成立の時に於いて、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第百六十九号)第十條第三号の規定により政府から日本輸出入銀行に対し出資されていた五十億円の金額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

第八条 日本輸出入銀行は、昭和十五年四月一日から前条の規定により資産が承継される日の前日までの期間において、東南アジア開発協力基金の勘定において損益計算上利益を生じたときは、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第一項並びに日本輸出入銀行法第三十八條第一項及び第三項の規定にかかわらず、同日において当該利益を積立金として積み立てなければならない。

2 基金は、その成立の時に於いて、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四條第一項の規定による積立金及び前項の規定による積立金の合計額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

(経過規定)  
第九条 この法律の施行の際現に海外経済協力基金という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 基金の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わる。

第十一条 基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六條中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)  
第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本開発銀行」の下に、「海外経済協力基金」を、「日本開発銀行法」の下に、「海外経済協力基金法」を加える。

(印紙税法の一部改正)  
第十三條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二の次に次の一号を加える。  
六ノ二ノ三 海外経済協力基金ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)  
第十四條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(法人税法の一部改正)  
第十五條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(地方税法の一部改正)  
第十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第七十二條の四第一項第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)  
第十七條 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 海外経済協力基金に関すること。  
(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正)  
第十八條 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「日本輸出入銀行」を削る。  
第十條第三号を次のように改める。

三 削除  
第十一條第一項第三号を次のように改め、同條第三項を削る。

三 削除  
第十二條第一項中「日本輸出入銀行」にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定を削り、同項第三号を次のように改める。

三 削除  
第十二條第三項から第五項までを削る。

第十四條を次のように改める。  
第十四條 削除  
(日本輸出入銀行法の一部改正)  
第十九條 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三項を削る。  
第十八條の三中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

(経過規定)

第二十條 附則第十八條の規定による改正前の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の規定による日本輸出入銀行の東南アジア開発協力基金の勘定の昭和三十四年度及び昭和三十五年年度の決算及び損益の処理に関しては、附則第八条に規定するものを除き、なお従前の例による。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案  
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

中小企業団体の組織に関する法律 昭和三十二年法律第八十五号の一部を次のように改正する。  
目次中「加入命令及び」を削る。  
第九条を次のように改める。

(業種指定)

第九条 商工組合を設立することができる業種は、一定の業種に属する事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われていたためその相当部分の経営が著しく不安定となるおそれがあると認められるものについて、主務大臣が、主務省令で、指定するものとする。

第十一條各号例記以外の部分中「第九条に掲げる事態を克服するため必要がある場合において」を削る。

第十三條中、「総合調整を行わなければならない第九條に掲げる事態を克服することが困難であると認められる商工組合が」を「総合調整を行なうことが必要であると認める商工組合

が」に、「についてするのでなければ、設立することができない。」を「についてする場合に、設立することができない。」に改める。

第十七條第一項第二号、第四号及び第六号を次のように改める。  
二 前号に掲げる物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

四 前号に掲げる物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

六 役務の提供価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

同条同項中、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他組合員の事業の合理化を遂行するため必要がある場合において、技術若しくは生産品種の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る制限

第十八條第一号中「第七号まで」を「第八号まで」に改める。

第十九條第一号を次のように改める。

一 削除  
第二十八條第二項第一号を次のように改める。

一 削除  
第三十二條第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十二條第二項各号例記以外の部分中「(商工組合連合会にあつては、第一号を除く。)」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 削除  
第四十二條第三項を削り、同条第四項を第三項とする。

第六節の節名中「加入命令及び」を削る。

第五十五條を次のように改める。

第五十六條各号例記以外の部分中「第七号まで」を「第八号まで」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によって行なわれていること。  
第五十七條各号例記以外の部分中「第七号まで」を「第八号まで」に改める。

第五十九條第一項、第二項及び第四項中「第五十五條第一項」を削る。

第六十條中「第五十五條第一項又は」を削る。

第六十一條中「第五十五條第一項」を削る。

第六十二條中「第五十五條第一項又は」を削る。

第六十三條 削除

第六十六條第一号を次のように改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 主務大臣は、第六十四條の規定により第五十六條又は第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができ

一 削除  
第六十八條を次のように改める。

第六十八條 主務大臣は、第六十四條の規定により第五十六條又は第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができ

第六十九條第一項中「第九條又は」を削る。

第七十條第一項中「第五十五條第一項、」及び「又は第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程」を削る。

第七十條第二項中、「第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第七十三條第二項を次のように改める。

二 主務大臣は、第五十六條、第五十七條又は第五十八條の規定による命令をしようとするときは、安定審議会に諮問しなければならぬ。

第九十條第一項中「若しくは第七号」を「、第七号若しくは第八号」に改め、同条第二項中「第五十五條第一項、」を削る。

第九十四條中、第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九十六條第一項第四号中「第五十五條第一項若しくは」を削る。

第九十七條第一項第一号を次のように改める。

一 資格事業が第九條の規定による指定を受けていること。

第九十三條第一号を次のように改める。

一 削除  
附則

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 別表に掲げる業種については、この法律による改正後の第九條の規定による指定があつたものとみなす。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表

一 綿織物又はステープルファイバー織物の製造業及び販売業

二 毛織物製造業及び販売業

三 絹織物又は人絹織物の製造業及び販売業

四 メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業及び販売業

五 セルロイド生地及び同製品の製造業及び販売業

六 漁網製造業及び販売業

七 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レース製造業及び販売業

八 ねん糸業

九 麻網製造業及び販売業

十 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯の製造業及び販売業

十一 マツチ製造業及び販売業

十二 ゴム製品(自動車タイヤ、チューブ、もみすりロール、医

療衛生用品、はきもの用品及び  
がん具を除く。製造業及び販売  
業

十三 食器類たる陶磁器及び電気  
用品たる陶磁器（特別高圧用の  
ものを除く。）の製造業及び販  
売業

十四 漆器製造業及び販売業で政  
令で定めるもの

十五 ほろろろり鉄器（化学工業用  
のものを除く。）製造業及び販  
売業

十六 清涼飲料水製造業及び販売  
業

十七 五ガロンかん製造業及び販  
売業

十八 亜麻織物、ちよ麻織物又は  
大麻織物の製造業及び販売業

十九 繊維品の精練漂白、染色又  
は整理加工業

二十 布はく製衣料品の縫製業

二十一 メタルラス製造業及び販  
売業

二十二 縫針製造業及び販売業

二十三 瓦の製造業及び販売業で  
政令で定めるもの

二十四 印刷業で政令で定めるも  
の

二十五 ターポリン紙製造業及び  
販売業

二十六 機械すき和紙製造業及び  
販売業

二十七 計量器製造業及び販売業  
で政令で定めるもの

二十八 紡毛紡績業

二十九 むめかわ製造業及び販売  
業

三十 双眼鏡製造業及び販売業

三十一 ミシン及び同部品の製造  
業及び販売業

三十二 パンコック帽体製造業及  
び販売業

三十三 黄板紙又はチップポール  
の製造業及び販売業

三十四 アンブル製造業及び販売  
業

三十五 自転車及び同部品の製造  
業及び販売業

三十六 こはぜ製造業及び販売業

三十七 シガレットライター又は  
シガレットケースの製造業及び  
販売業

三十八 おもちゃ、装飾品、喫煙  
具、文房具又は化粧品容器たる  
陶磁器の製造業及び販売業

三十九 毛反毛業

四十 単板又は合板の製造業及び  
販売業

四十一 かん詰及びびん詰食品の  
製造業及び販売業

四十二 セル引紙系製造業及び販  
売業

四十三 硫化ソーダ製造業及び販  
売業

四十四 顔色染料、ラビッド染料  
又は油性若しくはアルコール  
溶性の染料の製造業及び販売業

四十五 石けん製造業及び販売業

四十六 生糸製造業及び販売業

四十七 精麦業

四十八 別珍又はコイル天のせん  
毛業

四十九 竹製すだれ製造業及び販  
売業

五十 金属製の食卓用ナイフ、フ  
ォーク又はスプーンの製造業及  
び販売業

五十一 和紡績業

五十二 紙織物製の帽子の製造業  
及び販売業

五十三 人造真珠（色玉を含む。）  
製の首飾、腕飾、耳飾、カラー、  
ハンドバック又はブローチの製  
造業及び販売業

五十四 ゴム引布製造業及び販売  
業

五十五 親骨及び受骨が金属製の  
こもりがさの製造業及び販売  
業

五十六 ガラス製の注射筒製造業  
及び販売業

五十七 クリスマスツリー用電球  
製造業及び販売業

五十八 真珠養殖業及び真珠販売  
業

五十九 軸受及び同部品の製造業  
及び販売業

六十 写真機及び同部品の製造業  
及び販売業

六十一 船舶用内燃機関製造業及  
び販売業

六十二 万年筆製造業及び販売業

六十三 花むしろ及び晝表の製造  
業及び販売業

六十四 野草むしろ製造業及び販  
売業

六十五 茶製造業及び販売業

六十六 冷凍水産物製造業及び販  
売業

六十七 強じん鋼鉄鋳物製造業及  
び販売業

六十八 ダイキヤスト製造業及び  
販売業

六十九 粉末冶金製品（タンクス  
テン製品及びモリブデン製品を  
除く。）製造業及び販売業

七十 ボルトナット及び小ネジの  
製造業及び販売業

七十一 歯車製造業及び販売業

七十二 金属工作機械製造業及び  
販売業

七十三 電気熔接器製造業及び販  
売業

七十四 電動工具製造業及び販売  
業

七十五 切削工具及びダイスの製  
造業及び販売業

七十六 金型製造業及び販売業

七十七 金属製のハサミ尺及び目  
盛なし長さ計の製造業及び販売  
業

七十八 金属材料試験機、構造物  
試験機、動力試験機、耐震度試  
験機及び釣合試験機の製造業及  
び販売業

七十九 置時計及び掛時計のムー  
ブメントの部品の製造業及び販  
売業

八十 高温高圧弁及び自動調整弁  
の製造業及び販売業

八十一 液圧プレス、機械プレス  
及びせん断機の製造業及び販売  
業

八十二 自動式ガス切断機製造  
業及び販売業

八十三 ポンプ、真空ポンプ及び  
送風機の製造業及び販売業で政  
令で定めるもの並びに圧縮機製  
造業及び販売業

八十四 鉄道車両部品の製造業及  
び販売業で政令で定めるもの

八十五 抵抗器及び蓄電器の製造  
業及び販売業

八十六 自動車部品製造業及び販  
売業で政令で定めるもの

昭和三十五年三月二十三日印刷

昭和三十五年三月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局